



損保ジャパン

THE



すまいの
保険

個人用火災総合保険

パンフレット兼重要事項等説明書

2025年9月版



「THE すまいの保険」は充実の補償と業界最大規模の

THE すまいの保険 5つの特長を知る!

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり
大きな安心を
プラス!

セットできる
オプション(各種特約)は

P.7以降をご参照ください。

火 災	落 雷	破 裂・爆 発
ひょう 風災、雷災	水 災	建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など
漏水などによる ぬ 水濡れ	じょう 騒擾・集団行動等 に伴う騒動行為	盗難による 盗取・損傷・汚損
不測かつ 突然的な事故		さらに補償を拡げるオプション (各種特約)

特長2 万全のサポート体制でもしもの時も安心!

豊富な保険金サービス拠点とLINEによる迅速な保険金支払い

速やかな事故対応のために火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを各地に展開しています。またLINEで事故・トラブルのご連絡から、保険金請求手続きまで完結可能です。操作もカンタンで便利!24時間いつでもご連絡が可能なため、もしもの時も安心です。



業界初

住宅修理トラブルがあった時は弁護士等に相談可能!

悪質な住宅修理業者との契約トラブルを解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用・書類作成費用をお支払いする特約を開発しました。

保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。
(注)住宅用の火災保険にセットする業界初の特約です。(損保ジャパン調べ)

詳しくはP.9をご参照ください。

特長3 建てかえ時の費用も補償可能!

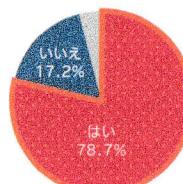
住宅に7割以上の損害が発生し、新築に建てかえた場合に、建てかえ費用をお支払いする特約をご用意しています。

建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

詳しくはP.7をご参照ください。

2021年2月に実施した損保ジャパンの独自アンケートによると、自宅に7割以上の損害が発生した場合に、約78.7%の方が新築への建てかえを検討しています。(右図参照)

▶自宅に7割以上の損害があった場合、
新築に建てかえたいですか?



事故サポート体制でお客さまに「安心」「安全」をお届けします!

もくじ

- THE すまいの保険 5つの特長を知る!
- プランを確認する!
- 地震保険は必要保険です!
- ひとまわり大きな安心をプラス!
- お支払いする保険金
- [ご契約時]にご注意いただきたいこと

- P.1
- P.3
- P.5
- P.7
- P.15
- P.16

- 重要事項等説明書
- 参考情報
- 住宅修理サービスに関するトラブルにご注意ください!
- すまいとくらしのアシスタントダイヤル
- よくあるご質問

- P.17
- P.29
- P.31
- P.33
- P.34

特長4 復旧付随費用もしっかり補償!

復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいの保険では次の復旧付随費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。



復旧付随費用をお支払いする一例

事故内容 台風によって屋根に損害が生じた。

修理見積書

・屋根の修理費用	400,000円	①復旧費用
・損害調査費	20,000円	②損害範囲確定費用
・ブルーシート養生	50,000円	③仮修費用
・解体材運搬費用・処分費用	30,000円	④残存物取扱費用
合 計	500,000円	

特約のセットは不要!

①の復旧費用に加え、②③④のような復旧付随費用も、基本補償の中で損害保険金としてまとめてお支払いが可能です。

特長5 充実のサービスをすべてのプランで無料セット! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス
	かぎのトラブル 応急サービス
平日 午前10時～ 午後5時	防犯機能アップ応援サービス 健康・医療相談サービス 介護関連相談サービス
	住宅相談サービス(原則予約制) 税務相談サービス(原則予約制) 法律相談サービス(原則予約制) 空き家相談サービス(原則予約制)

詳しくはP.33をご参照ください。



プランを確認する!

それぞれの契約プランで

建物と家財

建物のみ

家財のみ

が選べます。

「損害保険金」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プラン*をご用意しました。

* 保険の対象が「戸建ての建物(T、H構造)」の場合、水災補償が原則セットとなります。

ベーシック(Ⅰ型)、ベーシック(Ⅱ型)、スリム(Ⅰ型)をご選択ください。

事故の区分	補償内容	事故例							
		建物	家財	ベーシック (Ⅰ型)	ベーシック (Ⅰ型)水災なし	ベーシック (Ⅱ型)	ベーシック (Ⅱ型)水災なし	スリム (Ⅰ型)	スリム (Ⅰ型)
火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。	火災により建物が焼失した。	落雷により家電製品が壊れた。	○	○	○	○	○	○
風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災による損害を補償します。	台風で屋根が壊れ、建物が損害を受けた。	台風で窓ガラスが壊れ、家財が損害を受けた。	○	○	○	○	○	○
水災	洪水や土砂崩れなどの水災(協定再調達額の30%以上の損害、床上浸水)による損害を補償します。	台風による洪水によって床上浸水し、建物が損害を受けた。	台風による洪水によって床上浸水し、家財が損害を受けた。	○	補償されません	○	補償されません	○	補償されません
盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象に生じた盗取・損傷・汚損等による損害を補償します。	泥棒が侵入した際に窓ガラスが壊された。	泥棒が侵入した際に家財が盗まれた。	○	○	○	○	○	○
建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾など	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・漏水などの水濡れ、騒擾・集団行動等を伴う暴力行為による損害を補償します。	自動車が飛び込み、塀が壊れた。	給排水管からの水漏れで家財が水浸しになった。	○	○	○	○	○	○
不測かつ突発的な事故	上記を除く不測かつ突発的な事故による損害を補償します。	家具をぶつけてドアを壊してしまった。	子供がテレビに物をぶつけて壊してしまった。	○	○	○	○	○	○

お支払いする損害保険金

損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。
詳しくはP.15へ
(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)

選べる

自己負担額

ベーシックプラン
スリムプラン

右記参照
0円
選択不可

1万円	3万円	5万円	10万円
3万円	5万円	10万円	

(注)ご契約内容により選択できる自己負担額が異なる場合がありますので、詳細はお見積書等でご確認ください。

家財の補償もお忘れなく!

「家財」を保険の対象としてご契約いただいている場合、家財に損害が生じた場合であっても保険金をお支払いすることができます。

思っている以上に家財は高額です!

建物と家財の両方をご契約された場合

建物・家財いずれも
補償されます。

建物のみをご契約された場合

建物は補償されます。
家財は**補償されません。**

「費用保険金など」補償内容



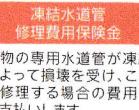
臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。
(いずれかを選択してください。)
損害保険金×10%
(100万円または保険金額×10%のいずれか低い額が限度)
臨時費用保険金なし

近隣への見舞い費用など、思わぬ出費をご自由にご使用いただけます。

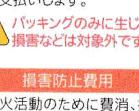
全プラン共通で自動的にセット



地震火災費用保険金
地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。



凍結水道管修理費用保険金
建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。



パッキングのみに生じた
損害などは対象外です。
損害防止費用
消火活動のために費消、損傷した物の再取得に要する費用をお支払いします。



THE すまいの保険には原則セットされます。
ご希望により外すこともできます。



地震保険
地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
詳しくはP.5へ



ひとまわり大きな安心をプラス!
(各種特約)

建物の「協定再調達額」と「保険金額」が同額であるご契約には、建てかえ費用特約が自動セットされます。

詳しくはP.7へ



自己負担額0円・1万円・3万円を選択した場合のご注意

赤枠内の事故の自己負担額は、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。
(注)保険の対象に建物を含む契約において、建物の築年数が30年以上または築年数不明の場合には、風災、雹災、雪災の事故の自己負担額も、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。

世帯主の年齢	家族構成		2名	3名	4名	5名	独身世帯
	大人のみ	大人2名/子供1名	大人2名/子供2名	大人2名/子供3名			
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円			
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円			
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円			
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円			
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円			
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円			

(2025年2月現在)

1分でできるクイック試算!

保険料は損保ジャパン公式ウェブサイトで簡単に試算できます。



保険をお支払いする事故の説明、保険をお支払いできない主な場合は、P.20をご参照ください。





災害後の暮らしをしっかりサポート

原則セット

地震保険は必要保険です!

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

T H E すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険の保険の対象

建物 居住用建物(専用住宅および併用住宅を含みます。)ただし、建物に損害がなく、門、堀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財 居住用建物に収容されている家財一式



⚠️ 保険の対象に含まれないもの (T H E すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他のこれらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)

- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 図本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

地震保険の保険金額の設定

地震保険がセッテされた主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します(1万円単位)。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。(注)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

※2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円※
家財	同一敷地内に所在し、かつ同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

詳細はこちら



なお、次の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類(割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料※1
免震建築物割引 (50%)	免震建築物※2に該当すること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※3により作成された書類※4のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※5※6 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」など
耐震等級割引 (等級3: 50% 等級2: 30% 等級1: 10%)	耐震等級※2を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※5 例)「フラット35Sの適合証明書」など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します※6) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」など
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文書が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」など
建築年割引 (10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」など ②宅建業者取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」など

※1 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)

等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

※3 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※4 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき

評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

※5 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

ます。

※6 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約できません。T H E すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入しない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(ペーパーレス手続き等)

(注1)保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、申込みを行わない旨をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により、確認し記録させていただきます。

(注2)主契約の保険期間が1~5年の整数年以外の契約の場合は、地震保険をセットすることができません。

詳細はこちら



地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

損傷の程度	建物	家財	お支払いする保険金
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注1)お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、算出された保険金の総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2025年2月現在)

(注2)72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。

門、堀、塀、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

主契約の火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種賃用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 門、堀、塀のみに生じた損害

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2025年2月現在)

所得税	控除対象額
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



ひとまわり大きな安心を

“プラスアルファ”の安心を手にいただけける特約をご用意しています。

家を修理せずに建てかえたい

住宅の大部分に損害が発生した場合に

修理ではなく家を建てかえるという選択も検討していただくための特約です。

建てかえ費用特約 自動セット



住宅が火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により70%以上の損害が生じた場合に、新築に建てかえる費用を補償します。

建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には、当該特約が自動セットされます。

▶ セットされるプラン すべてのプラン

▶ 自動セットされる契約の条件 保険の対象に建物が含まれていること

建物の協定再調達価額と建物の保険金額が同額であること

保険金をお支払いする場合

【建てかえ費用保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる場合で、次の条件をいずれも満たす場合

・損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること

・事故が生じた日からその日の内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと

(注)建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合

(注)次に該当する場合には、その旨の通知が必要です。

・取りこわしを開始・完了した場合

・損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合

・損害を受けた建物の使用を開始した場合

保険金をお支払いできない主な場合

建てかえをせずに修復をした場合 など

建てかえ費用特約開発の背景(2022年10月新設)

●いざという時に新築へ建てかえられる費用を補償したい!

2021年2月に実施した損害ジャパンの独自アンケートによると、右のイラストのような損害があった場合、約78.7%

の方が新築へ建てかえたいと回答しています(P.1参照)。

一方、これまでの商品のお支払対象は「事故発生直前の状態に

復旧するための費用」となり、「建てかえ・買いかえに要する費用」

については自己負担いただいている状況でした。

近年、大規模自然災害が相次いで発生しており、自然災害のリスクは一層高まっています。

万が一大きな損害が発生した場合に安心して建てかえ・買いかえの選択肢も

取っていただけるよう、建てかえ費用特約を開発しました。

●アンケート調査による加入意向は85%以上!

約2万人を対象とした損害ジャパンの独自アンケート(2021年2月実施)によると、建てかえ費用を補償する保険について、85%以上の方に加入意向がありました。(右図参照)



加入したいと思う
もしくは保険料次第で加入したいと思う
86.2%

多くの方に加入意向があることから、自然災害リスクが高まる中でより多くのお客様に
補償をお届けすべく、条件に該当する契約について建てかえ費用特約を自動セットします。

プラス!

(注)複数のご契約に特約をセットした場合、補償が重複することがあります。 詳しくはP.22をご参照ください。

各特約のさらなる詳細はこちら



省エネ住宅が抱えるリスクへの補償を充実させたい

太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約

【発電利益補償】

太陽光発電システムが火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により損害を受けた結果被った、売電収入の損失に加えて、自宅で電力を消費することができなくなったことによって発生する電気代相当額を補償します。

【住宅内サイバーリスク補償】

住宅内のネットワーク構成機器・設備(パソコン・家電製品など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合に補償します。

＼こんな方におすすめ！／

【住宅内サイバーリスク補償】

スマートハウス・スマート家電等にウイルス対策を実施しているが、日々高度化しているサイバー攻撃への対策ができているか不安。

【事例】

＜発電利益補償＞

・建物に設置された太陽光発電システムが台風

によって破損てしまい、発電によってまかなわれていた電気代を負担した。

・建物に設置された太陽光発電システムが積雪によって破損てしまい、売電収入が減ってしまった。

▶ セットできるプラン ベーシック(Ⅰ型) ベーシック(Ⅱ型) 水準なし

▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象が建物および家財であること

▶ 特約の保険額 発電利益補償：発電利益の月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
(約定復旧期間は3ヶ月～6ヶ月の整数月で決定します)
住宅内サイバーリスク補償：30万円・50万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

【発電利益保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故^{*}により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受けた結果、発電利益に損失が生じた場合

* 建物電気的・機械的事故特約がセットされている場合は、電気的事故または機械的事故を含みます。

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備(コンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置、通信用回線設備、携帯式通信機器など)がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等または個人情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が次の費用を負担した場合

情報機器等修繕費用／情報漏えい対応費用(個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金については1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1法人あたり3万円が限度)／データ復旧費用／事故現場の保存・状況調査等に必要な費用／事故の原因調査・再発防止のための費用／事故の拡大防止に必要な費用／有益なコンサルティング等を受けるために必要な費用

保険金をお支払いできない主な場合

【発電利益保険金】

太陽光発電システムに損害が生じていない場合

【住宅内サイバーリスク保険金】

・使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークに使用されていないことに起因して費用が生じた場合
・漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い損害が生じた場合

- など
- 1. 発電利益補償を選択せず、住宅内サイバーリスク保険のみを選択することも可能です。
2. 住宅内サイバーリスク保険の対象となるネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、当該特約をセットすることができません。
3. 住宅内サイバーリスク保険について、事故の際には警察等に書面等で被害の届出または報告をしていただく必要があります。また保険金のお支払いには、被保険者が負担した費用が事故によって生じたものであることを、客観的資料により確認する必要があります。